

北海道立高等学校の通学区域の在り方について

(答 申)

平成15年3月

道立高等学校通学区域改善検討会議

平成15年3月25日

北海道教育委員会教育長

相馬 秋夫 様

道立高等学校通学区域改善検討会議

会長 町井 輝久

北海道立高等学校の通学区域の在り方について（答申）

道立高等学校通学区域改善検討会議は、平成14年5月16日、貴職から、今後の望ましい高等学校の通学区域の在り方について諮問を受け、以来11回にわたって協議を重ね、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
1 今後の望ましい通学区域の在り方	・・・・・・・・・・	2
(1) 改善の基本的な考え方		
(2) 改善の具体的な考え方		
(3) 改善に当たっての配慮事項		
(4) 改善に当たっての要望事項		
2 検討の経過と基本的な考え方	・・・・・・・・・・	6
(1) 本道の高等学校教育を取り巻く状況		
(2) 本道の高等学校教育に求められる役割		
(3) 通学区域の状況		
(4) 通学区域に関する道民の意見		
(5) 通学区域の基本的な考え方		
おわりに	・・・・・・・・・・	12
参考資料	・・・・・・・・・・	13

は じ め に

道立高等学校通学区域改善検討会議（以下「検討会議」という。）は、平成14年5月16日、北海道教育委員会教育長から「北海道立高等学校の通学区域の在り方」について諮問を受けた。

検討会議では、本道における高等学校教育を取り巻く状況や課題、教育改革の推進状況などを踏まえるとともに、中高一貫教育校や総合学科校における教育実践についての報告を受け理解を深めたところである。

また、5月下旬から6月上旬にかけて、道内各地の中学3年生・道立高校1年生とそれぞれの保護者を対象に進路意識に関する調査を実施し議論の参考としたほか、10月には検討会議としての「基本的な考え方」を整理し、ホームページで公開するとともに、「道民意向調査」、「教育モニター調査」、「教育関係団体調査」を実施して「基本的な考え方」に対する意見を求めた。さらに、11月から12月にかけて全道14教育局管内において「意見を聞く会」を開催するなど広く道民から意見を聴取した。

これらの意見を参考にしながら議論を重ね、今後の望ましい通学区域の在り方について、次のとおり取りまとめたので答申する。

この答申が、本道の高等学校教育の一層の充実・発展に寄与することを期待する。

1 今後の望ましい通学区域の在り方

(1) 改善の基本的な考え方

通学区域制度については、平成13年7月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正に伴い、設定の判断が高等学校を設置する教育委員会に委ねられることとなったが、本道は他府県と比べて特に広域であることや、大都市への過度の集中を招くことがないよう配慮する必要があることなどから、今後とも維持していく必要がある。

しかし、本道の高等学校教育においては、将来を担う人材を育成するとともに本道の教育水準を向上させるため、生徒が主体的に学校を選択して、意欲的、積極的に学校生活を送ることが大切であることから、全日制課程普通科の通学区域については、学校選択の幅を広げ、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様な学習が可能となるよう、拡大について早急に検討する必要がある。また、学区外就学枠についても、通学区域とのかかわりを考慮しながら検討する必要がある。

なお、全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程並びに通信制課程の通学区域については、現行のとおり道内全域とする。

(2) 改善の具体的な考え方

ア 各通学区域内に可能な限り多くの高等学校が配置され、その中に適正規模の普通科高校が含まれていることが望ましい。^(注1)

イ 道の行政区域を尊重するとともに、市町村内は異なる通学区域としないこと、また、現行の通学区域は分割しないことが望ましい。

ウ 学区外就学枠については、生徒の進路状況等を踏まえ、弾力的に設定することが望ましい。

エ 同一地区内の特別学区間での就学を認めていない取扱いは、廃止することが望ましい。^(注2)

オ へき地3級以上の地域などの特例的な取扱いは、現行のとおりとすることが望ましい。^(注3)

(3) 改善に当たっての配慮事項

- ア 通学区域制度の改正は、生徒、保護者及び中学校の進路指導への影響を考慮して、周知期間を設けた上、早期に実施すること。
- イ 市町村立高等学校の通学区域の動向にも留意すること。
- ウ 市町村合併の動向や地域の実情などにも配慮すること。


(注1) 適正規模


道教委では、選択幅の広い教育課程の編成をはじめ、特別活動や部活動などを効果的に展開する観点から、4～8間口を高等学校の望ましい規模としている。

(注2) 特別学区

比較的学校の多い都市部を含む9地区15学区を特別学区としている。なお、同一地区内の特別学区間での就学を認めていない。該当するのは次の3つの場合である。

・ 空知第1学区  空知第2学区

・ 胆振第1学区  胆振第2学区

・ 石狩第1学区  石狩第3学区
石狩第2学区 石狩第4学区
石狩第5学区

(注3) へき地3級以上の地域などの特例的な取扱い

3級以上のへき地学校の設置されている地域に保護者の住所があるとき、または、就学すべき高等学校への通学に極めて困難な地域に保護者の住所があり、かつ、他の高等学校に就学することが相当と認められるときは、道内のいずれかの高等学校に就学することができる。また、就学すべき高等学校の通学区域の境界の付近に保護者の住所があり、かつ、交通その他の事情により隣接する学区の高等学校に就学することが相当と認められるときは、隣接する通学区域の高等学校へ就学できる。

また、帰国子女等の北海道札幌国際情報高等学校の普通科への就学に係る通学区域は、道内全域としている。

(4) 改善に当たっての要望事項

通学区域の改善に当たっては、道及び市町村、学校などの関係機関に対し次の点を要望する。

ア 生徒の多様なニーズに対応した魅力ある学校づくりを一層推進するため、^(注4)総合学科校、^(注5)単位制高等学校、^(注6)中高一貫教育校の設置や専門学科の特色ある学科づくりなどを積極的に進めるほか、各高等学校の特色ある取組に対して必要な支援を行うよう努めること。

イ 小規模な高等学校においては、単位制の趣旨を生かした異学年の生徒が同時に選択できる科目の開設や2学期制の実施などの弾力的な教育課程の編成、^(注7)学校間連携や学校外^(注8)における学修の単位認定の導入、遠隔授業の実施などの生徒の学習の選択幅を拡大する取組を積極的に進め、こうした取組に対して道と地域が一体となって必要な支援を行うよう努めること。

ウ 今後における生徒数の減少から学校の小規模化は一層進むと考えられるが、^(注9)公立高等学校適正配置計画を進めるに当たっては、通学状況や進路動向などにも十分配慮すること。

エ 高等学校入学者選抜においては、生徒のよさを多面的にとらえるとともに、特色ある学校づくりを生かすことができるよう、学校裁量を一層重視した改善に努めること。

オ 通学区域制度の改正後に市町村合併や支庁再編が行われた場合は、必要な見直しを行うこと。

カ 高等学校においては、地域の小・中学校や市町村との連携を深め、地域の声を生かした^(注10)特色ある学校づくりを積極的に推進するとともに、学校評議員制度やインターネット等を活用して学校の情報を積極的に地域に発信するよう努めること。

キ 中学校においては、生徒が自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて主体的に学校を選択することができるよう、進路指導の一層の充実に努めること。

(注4) 総合学科

従来の普通科及び専門学科(工業科、商業科など)に並ぶ新たな学科。いくつかの科目群(系列)があり、普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて、生徒自らが科目を選択し、学習することができる学科。

(注5) 単位制高等学校

学年の区分を設けず、生徒自身が希望する科目を自由に選択・学習し、所定の単位数を修得すれば、卒業資格を得ることができる高等学校。

(注6) 中高一貫教育

現行の中学校・高等学校の制度に加え、6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶことができる制度。中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すもの。

(注7) 学校外における学修の単位認定

大学、専修学校等における科目や講座を学習した成果の単位認定、実用英語技能検定などの技能審査の成果の単位認定、ボランティア活動に係る成果の単位認定などがある。

(注8) 遠隔授業

衛星通信や光ファイバーによる高速通信などを用いて、離れた地域の学校間を結び、同時に同じ授業を受けたり、授業の中で互いに討論に参加するなど、双方向の情報交換を活用した授業。

(注9) 公立高等学校適正配置計画

高等学校教育の普及と機会均等を図るため、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、公立高等学校の配置や規模の適正化を図るために策定する計画。

(注10) 学校評議員制度

開かれた学校づくりを推進するため、校長が学校運営に関し、保護者や地域住民等の意見を聞くための仕組み。

2 検討の経過と基本的な考え方

(1) 本道の高等学校教育を取り巻く状況

今日、国際化、情報化、少子・高齢化の進展や産業構造の変化など社会が大きく変化している。こうした社会の急激な変化と高等学校への高い進学率（平成14年は97.9%）に対応して、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等や高等学校教育に対する生徒及び保護者の意識・期待も多様化してきている。

また、公立高等学校では、毎年2%を超える生徒が中途退学しており、その理由としては、「進路変更」や「学校生活・学業不適応」の占める割合が多くなっている。

一方、全国的に少子化が進む中で、北海道においても同様の傾向にあり、平成14年の中学校の卒業生数はピーク時の昭和63年の66.9%となっており、今後も減少が見込まれている。こうしたことから、高等学校の小規模化が進んでおり、地域によっては、少子化の影響と生徒の都市部への進路志向などにより定員に満たない学校が多く見られる状況にある。

このような中で、個性を伸ばす教育を目指して、多様な選択が可能となる総合学科の設置や各高等学校における弾力的な教育課程の編成・実施などにより特色ある学校づくりが進められてきたが、平成15年度から新学習指導要領が実施されることに伴い、より一層各学校の特色化が推進されるものとする。

(2) 本道の高等学校教育に求められる役割

これからの北海道の発展のためには、生徒に自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくみ、時代の潮流を的確に捉え社会の変化に主体的に対応できる人材を育成することが求められている。

このため、高等学校教育においては、教育課程の一層の弾力化や生徒の学ぶ意欲を高める指導方法の改善、人間としての在り方生き方に関する教育の充実など、地域や学校の実態に応じて一層の創意工夫を図り、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることによって、北海道の次代を担う社会人として必要な基礎的・基本的な内容を身に付けさせ、生徒一人一人の個性を最大限に生かしてその能力を十分に伸ばすことが大切である。

(3) 通学区域の状況

現行の普通科高校の通学区域の状況について、次のとおり整理した。

ア 普通科高校の配置状況と学校規模

通学区域内の普通科高校の配置状況と学校規模をみると、学校数が少ない、小規模校しかないなど、生徒の多様なニーズに十分対応できない通学区域が多数ある一方、適正規模の高校を含め多くの高校が配置されている通学区域もあり、通学区域間での不均衡が顕著である。

< 普通科高校の配置状況 >

学区内の普通科高校の数	2校以下	3校	4校
学区数	24	7	7

< 3間口以下の普通科高校の学校数 >

間口数	1間口	2間口	3間口
学校数	28(4)	51(3)	18(1)

< 普通科高校の配置状況と学校規模 >

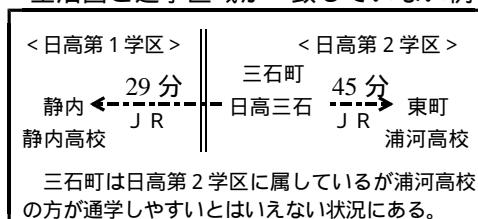
3間口以下の学校しかない学区数	16
-----------------	----

()は、市町村立高等学校で内数とする。
平成14年度の普通科の高等学校数は199校、
通学区域は55学区である。

イ 通学区域と生活圏

通学区域外の高等学校の方が通学しやすいなど、地域の交通事情や生活圏と一致していない通学区域がある。

< 生活圏と通学区域が一致していない例 >



ウ 学区外就学の状況

近年の入学者選抜において、都市部及びその周辺部の特定の学校で、学区外就学枠を超える出願が恒常的に見られる。

学区外就学枠による受検者は、入学定員に制限があることから、合格基準を超えていても合格できない場合がある。

< 学区外就学枠を超えて出願のあった学校数 >

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
2%枠	22	31	23	22	28
5%枠	56	52	44	43	49
20%枠	-	-	0	4	3

以上のことから、生徒が志望校を選択するに当たり、通学区域によっては十分な学校選択の幅が保障されているとはいえない状況が見られる。

(4) 通学区域に関する道民の意見

通学区域の在り方の検討に当たっては、道民の意見を十分に踏まえて進める必要があることから、検討会議では、「志望する高校と通学区域に関する調査」、「道民意向調査」、「教育モニター調査」、「教育関係団体調査」の4つの調査を実施したほか、「通学区域に関する意見を聞く会」を全道14教育局管内で開催し、道民各層の意見把握に努めた。

その結果、通学区域については、「志望する高校と通学区域に関する調査」では「拡大する」が46.6%と「現在のままでよい」36.3%を約10%上回り、「道民意向調査」、「教育モニター調査」ではいずれも67.8%と約7割が「拡大する」で、「現在のままでよい」は約2割であった。通学区域を拡大するという意見は、札幌市や地方都市に隣接する学区で比率が高い傾向が見られた。

また、「教育関係団体調査」、「通学区域に関する意見を聞く会」では、地域の状況等により通学区域の拡大について賛否両方の意見をいただいたが、郡部の学校の小規模化が進み統廃合が加速されることを心配する意見や、受験競争が激しくなり学校間格差が広がる、遠距離通学による負担の増大につながる、地域の実態を勘案して緩やかに改革すべきであるなどの意見が出された。一方、住んでいる地域により受検できる高等学校に差があることや、同一地区内の特別学区間での就学を認めていない取扱いに対する不満や受検を認めてほしいという意見も出された。特に平成12年に改正した石狩管内の通学区域については、通学区域間で高校配置の状況や収容率に差があるなど、改善を求める意見が多く出された。

学区外就学枠については、「志望する高校と通学区域に関する調査」、「道民意向調査」、「教育モニター調査」では約半数が「拡大する」であり、「現在のままでよい」を20%から30%上回った。同様に、「通学区域に関する意見を聞く会」においても拡大を求める意見が多数出された。また、「教育関係団体調査」からは、学区外就学枠の拡大について賛否両方の意見をいただいた。

以上のことから、道民の多くは現在の通学区域や学区外就学枠の拡大を支持していると考えられる。

(5) 通学区域の基本的な考え方

ア 通学区域の必要性について

地方分権と規制緩和を一層推進する観点から、平成13年7月、高等学校の通学区域の設定を定めた地教行法第50条が削除され、通学区域の設定については、高等学校を設置する教育委員会の判断に委ねられることとなった。

本道の通学区域制度は、高等学校教育の普及という面では大きな役割を果たしてきた。今後においては、都市部の生徒にも郡部の生徒にも、生徒一人一人が自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた教育を受ける機会を等しく保障していくことが大切であるが、本道は他府県と比べて特に広域であることや、大都市への過度の集中を招くことがないように配慮する必要があることなどから、今後とも通学区域制度を維持していく必要があると考える。

イ 選択幅の拡大について

北海道の通学区域制度は、昭和25年の小学区制に始まり、昭和41年に全道8学区の大学区制に移行した。その後、特定校への集中や遠距離通学などの解消を図るため、昭和48年から全道21学区に移行し、昭和57年に全道51学区の現行規則が施行され、その後一部改正を経て、現在は全道55学区となっている。

これからの高等学校教育においては、本道の将来を担う人材を育成するとともに本道の教育水準を向上させるため、多様な教育を提供し、生徒が主体的に学校を選択して、意欲を持って学習できるようにすることが必要である。そのためには、学校が教育課程の工夫改善を行い生徒の多様なニーズに対応した各教科・科目を設けるなど特色ある学校づくりを一層推進する必要がある。また、今後の生徒の減少を踏まえ、多様な学習活動が可能となる適正な規模の学校の配置や、幅広い選択科目の中から多様な選択が可能となる総合学科などの新しいタイプの学校の設置に努めることが大切である。

こうした視点に立ってこれからの通学区域の在り方を考えた場合、生徒にとって多様な学校選択が可能となるよう、通学区域を拡大する方向で検討する必要があると考える。その際、道の行政区域である支庁を尊重するとともに、同じ市町村内で学校選択幅に差が生じないように、市町村内は異なる通学区域としないことが望ましい。また、生徒の学校選択を考慮し、現在の通学区域内の高等学校を引き続き選択できるよう、現行の通学

区域は分割しないことが望ましい。

学区外就学枠については、通学区域との関わりを考慮し、他管内の高等学校の中から志望校を選択する生徒もいること、隣接する他学区の高等学校の方が通学しやすいという場合もあること、高等学校の規模の縮小に伴い実質的な学区外就学枠が年々狭まっている状況にあることなどにも留意しながら検討する必要があると考える。

なお、全日制課程普通科以外の高等学校の通学区域については、全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程並びに通信制課程の配置状況から、現行のとおり道内全域とすることが望ましい。また、単位制による全日制課程普通科の通学区域については、その設置に合わせて検討していくことが望ましいと考える。

(ア) 受験競争とのかかわりについて

通学区域や学区外就学枠を拡大した場合、受験競争が過熱化し学校間格差が広がるとともに、不本意入学者の増加を招くのではないかとの懸念が指摘されているが、その背景として、普通科高校それぞれの特色が生徒や保護者に必ずしも理解されていないため、大学進学率が学校を評価する大きな尺度となっていること、さらには、ともすれば画一的な教育によって生徒の多様な学びの欲求に十分応えてこなかったことなどが考えられる。

検討会議では、総合学科校や中高一貫教育校の実践や特色ある学校づくりの取組について報告を受けた。こうした地域や生徒の多様なニーズに応える特色ある教育を推進するとともに、このような学校づくりを生かす入学選抜の方法を工夫することにより生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた学校選択が行われ、少なくとも現状より受験競争が過熱化したり学校間格差が広がることにはならないものと考ええる。

今後においては、各学校が互いに切磋琢磨して特色ある学校づくりを一層推進し、生徒にとって魅力あるものとなっていくことが大切である。

(イ) 通学とのかかわりについて

通学区域や学区外就学枠を拡大した場合、遠距離通学者が増加することや、そのことに伴い部活動や学校行事への支障、生徒指導上の問題あるいは保護者の経済的負担の増加などの懸念が指摘されている。また、通学区域や学区外就学枠の拡大により学校選択幅が広がるのは、保護者に下宿や遠距離通学をさせることのできる経済力がある場合に限られるとの指摘がある。しかし、一方において、現状では、保護者の住んでいる地域によって受検できる高等学校が決まってしまうことへの不公平感が、生徒や保護者の間に根強くある。

このようなことから、生徒の将来の可能性や生徒・保護者の不公平感の解消を考えた場合、学校を選択する際の通学の問題は、最終的に生徒や保護者の主体的な判断に委ねられるべきものとする。

また、生徒の通学的手段である地域の交通の在り方は、地域の生活圏づくりの中で考慮されることが必要であるとする。

(ウ) 地域とのかかわりについて

通学区域や学区外就学枠を拡大した場合、生徒の進路動向によっては、郡部の学校の小規模化が一層進み存続が難しくなるなど地域の活力に影響を与えるとの懸念が指摘されている。しかし、通学区域によって生徒の学校選択を制約することは、希望する高校への入学ができなくなる場合もあり、ひいては生徒の学習意欲を削ぐことにもつながり、生徒一人一人の個に応じた教育を進める上からも望ましくないと考える。

地域に支持され信頼される学校となるためには、地域とのコミュニケーションを十分に図り、地域の小・中学校との連携を深めるとともに、地域の様々な機関や人材を活用し、学校が地域や生徒のニーズに応える魅力ある学校づくりを推進することが大切である。このような取組により、地域における高等学校教育が充実され、生徒や保護者の信頼を得ることにもつながるものとする。

(イ) 石狩管内の通学区域の取扱いについて

石狩管内の通学区域は、全道的な改正に合わせて昭和57年に5学区となったが、その後、札幌圏への人口の一極集中が進み、昭和58年以降14校の道立高等学校が開校し学校数が増加したことから、過大学区の解消が強く求められ、過度の受験競争の緩和や遠距離通学の解消を図るため、平成12年に縮小再編され8学区となった。しかしながら、縮小したことにより生徒や保護者などからは近くの学校を受検することができない、通学区域間で高校配置の状況や収容率に差があるなど、現行の通学区域の在り方について多くの意見をいただいております、また、各種調査でも改善を求める意見が多い状況にある。

石狩管内については、交通網が整備されており通学可能な範囲に多くの学校があることや、特色ある学校づくりが進められていることから、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様な学びを主体的に選択できるよう、過去の改正にとらわれずに拡大する方向で検討する必要があるとする。

お わ り に

通学区域制度は、高等学校教育に関する様々な問題とも密接にかかわっている。各道立高等学校や北海道教育委員会が積極的に特色ある学校づくりを推進し、学校の特色をわかりやすく発信していくことにより、生徒が自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて通学区域内の学校を主体的に選択できるようにすることが、設定された通学区域を有意義なものにすると考えられる。

北海道教育委員会においては、この答申の趣旨を踏まえ、道立高等学校の通学区域の改善を早期に実施されるよう要望する。

【参 考 資 料】

目 次

資料 1 : 道立高等学校通学区域改善検討会議設置要項	・ ・ ・ ・ ・	1 4
資料 2 : 道立高等学校通学区域改善検討会議委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	1 5
資料 3 : 諮問	・ ・ ・ ・ ・	1 6
資料 4 : 検討経過の概要	・ ・ ・ ・ ・	1 7
資料 5 : 通学区域制度の変遷	・ ・ ・ ・ ・	1 8
資料 6 : 通学区域別公立高等学校一覧	・ ・ ・ ・ ・	1 9
資料 7 : 意見を聞く会における意見の概要	・ ・ ・ ・ ・	2 1
資料 8 : 志望する高校と通学区域に関する調査結果(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・	2 3
資料 9 : 道民意向調査結果(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・	2 4
資料 10 : 教育関係団体調査における意見の概要	・ ・ ・ ・ ・	2 5
資料 11 : 教育モニター調査結果(抜粋)	・ ・ ・ ・ ・	2 6
資料 12 : 検討会議事務局に寄せられた意見の概要	・ ・ ・ ・ ・	2 6
資料 13 : 北海道における中学校卒業(見込)者の推移	・ ・ ・ ・ ・	2 7

【資料 - 1】

「道立高等学校通学区域改善検討会議」設置要綱

(平成14年4月11日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「道立高等学校通学区域改善検討会議」の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 北海道立高等学校の通学区域の在り方について検討するため、道立高等学校通学区域改善検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、北海道教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じ、北海道立高等学校の通学区域の在り方について協議し、その結果を報告する。

(委員)

第4条 検討会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関する有識者、産業界関係者、学校関係者及び行政機関関係者並びにPTA関係者から、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐して検討会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集する。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を作成し、保管しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 前各号に掲げるものほか、会長が必要と認めた事項

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育庁企画総務部参事(高校教育対策推進・定数政策)において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 検討会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

【資料 - 2】

「道立高等学校通学区域改善検討会議」委員名簿

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	現住所	摘 要
学識経験者	北海道大学教授	町井輝久	札幌市	会 長
	札幌学院大学教授	前田武男	江別市	
産業界関係者	ソメスサドル(株) 社長	染谷純一	歌志内市	
	(株)コティ 社長	水澤佳寿子	札幌市	
行政関係者	旭川市教育委員会教育長(～ 15.1.30) 旭川市助役 (15.1.31～)	山上雅己	旭川市	副 会 長
	標茶町教育委員会教育長	石澤正	標茶町	
学 校 関 係 者	中 学 校	音更町立緑南中学校長	種川健	音更町
		札幌市立南が丘中学校教諭	工藤伸哉	札幌市
	高等学校	北海道岩見沢緑陵高等学校長	深澤宗明	岩見沢市
		北海道北広島高等学校教諭	廣田定憲	北広島市
	私学関係	遺愛女子高等学校長	野田義成	函館市
	P T A 関係者	北広島市 P T A 連合会	渡辺明美	北広島市
網走東部地区 P T A 連合会		南部正博	女満別町	
北海道倶知安高等学校 P T A		本間珠美	倶知安町	
北海道苫小牧南高等学校 P T A		平田栄美子	苫小牧市	

【資料 - 3】

教対定第10号諮問

道立高等学校通学区域改善検討会議

北海道立高等学校の通学区域の在り方について諮問します。

平成14年5月16日

北海道教育委員会教育長

鎌田昌市

諮問の理由

本道における高等学校の通学区域については、昭和25年施行の1校1学区の小学区制に始まり、その後数度の変遷を経て、現行の通学区域は昭和57年に51学区としてスタートし、翌年に52学区、さらに平成12年から55学区となり、今日に至っている。この間20年余りが経過し、人口、生活圏域、通学条件などの社会情勢が変化していること、進学率が97%を超える中で高等学校教育に対する生徒及び保護者の意識や期待も多様化していること、昭和63年以降中卒者の減少期に入り学校の小規模校化が避けられない状況にあることなど、本道の高等学校教育を取り巻く環境は大きく変化してきている。

また、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、通学区域設定の判断が高等学校を設置する教育委員会に委ねられることとなった。

このような状況を踏まえ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育てるといふ基本的な考え方に立って、生徒一人一人の個性や能力を一層伸長させることができるよう、生徒の学校選択幅の拡大を視野に入れた今後の望ましい高等学校の通学区域の在り方について、検討する必要がある。

道立高等学校通学区域改善検討会議検討経過の概要

会 議	開 催 日	検 討 事 項 等
第 1 回	平成 1 4 年 5 月 1 6 日(木)	会長、副会長選出 諮問 通学区域の現状について 志望する高校と通学区域に関する調査の実施(案)について
第 2 回	6 月 1 7 日(月)	高等学校教育をとりまく現状とあるべき姿について 通学区域の課題について
第 3 回	7 月 1 5 日(月)	志望する高校と通学区域に関する調査の結果について 通学区域の課題のまとめについて 課題解決に向けての基本的な考え方について
第 4 回	8 月 2 0 日(火)	総合学科校、中高一貫教育の実践について 課題解決に向けての基本的な考え方の整理について
第 5 回	9 月 1 1 日(水)	課題解決に向けての基本的な考え方のまとめについて 課題解決に向けての具体的な考え方について 「意見を聞く会」の開催要領(案)について
第 6 回	1 0 月 1 5 日(火)	課題解決に向けての基本的な考え方のまとめについて 課題解決に向けての具体的な考え方の整理について 「意見を聞く会」の開催(案)について 道民意向調査、教育モニター調査、教育関係団体調査の実施 (案)について
第 7 回	平成 1 5 年 1 月 1 7 日(金)	道民意向調査の結果について 教育モニター調査の結果について 教育関係団体調査の結果について 「意見を聞く会」での意見の集約結果について 課題解決に向けての基本的な考え方の再確認について
第 8 回	1 月 2 9 日(水)	課題解決に向けての具体的な考え方のまとめについて
第 9 回	2 月 2 3 日(日)	課題解決に向けての具体的な考え方のまとめについて 北海道立高等学校の通学区域の在り方について(答申素案)
第 10 回	3 月 8 日(土)	北海道立高等学校の通学区域の在り方について(答申案)
第 11 回	3 月 2 0 日(木)	北海道立高等学校の通学区域の在り方について(最終案)

通学区域(学区)制度の変遷

年度	学区制の状況	学区数	学区制の改正内容
S 2 5	小学区制	4 5	北海道公立高等学校通学区域設定要綱 農業10学区、水産・商業・工業各1学区
2 6	小学区制	6 0	公立高等学校通学区域規則 農業19学区、水産・商業・工業各1学区
3 9	小学区制	9 8	規則全面改正。職業科は全道1学区 総合選抜を13市で実施(40年度まで)
4 1	大学区制	8	全道8学区の大学区制 学区外就学枠の新設 10%
4 8	中・大学区制	2 1	全道21学区の中学区・大学区併用制 学区外就学枠 5%
5 7	小・中・大学区制	5 1	全道9地区51学区 小・中・大学区併用制 特別学区(12学区)の設置 学区外就学枠 ・規則第3条第1号 2% ・規則第3条第2号 10% (石狩1・2 ~ 20%、十勝1・釧路1 ~ 15%) ・規則第3条第3号 10% ・特別学区間の流入は認めない
5 8	小・中・大学区制	5 2	全道9地区52学区 (胆振第1学区を第1・第2に分割) 学区外就学枠 ・規則第3条第1号 2% ・規則第3条第2号 10% (石狩1・2 ~ 15%、十勝1・釧路1 ~ 15%) ・規則第3条第3号 10%
6 2	小・中・大学区制	5 2	学区外就学枠 ・規則第3条第1号 2% ・規則第3条第2号 8% ・規則第3条第3号 8%
6 3	小・中・大学区制	5 2	学区外就学枠 ・規則第3条第1号 2% ・規則第3条第2号 5% ・規則第3条第3号 5%
H 1 2	小・中・大学区制	5 5	全道9地区55学区 特別学区15学区 (石狩地区を5学区から8学区に分割) 学区外就学枠 ・規則第3条第1号 2% ・規則第3条第2号 5% ・規則第3条第3号 5% ・学区外就学の特例 20%(石狩1~5)
1 3	小・中・大学区制	5 5	道立高等学校通学区域規則 市町村立高等学校に関し定める事項を削除 (地教行法第50条の改正による。)

* 小学区 = 1校学区、中学区 = 2 ~ 6校学区、大学区 = 7校以上学区

意見を聞く会における意見の概要

調査概要	実施時期 : 平成14年11月9日～12月15日
	実施場所 : 全道14教育局管内において実施
	意見の表明 : 意見発表者(あらかじめ教育局から意見発表を依頼した方)114名、一般参加者79名が意見を発表し、意見集約用紙(会場で配布したアンケート)により485名が意見を寄せた
	参加者総数 : 1349名

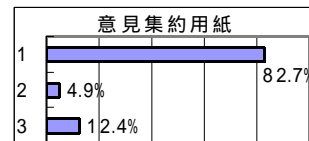
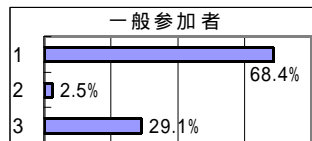
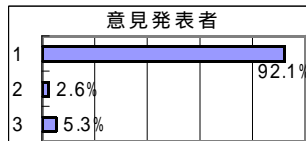
- 主な意見の内容 -

発表された意見を道立高等学校通学区域改善検討会議事務局で分類した。

なお、通学区域制度の「3 その他」には、通学区域制度以外について意見を述べた方及び事務局で分類できなかった方を含む。通学区域、学区外就学枠の「その他」も同様である。

通学区域制度について

- 1 通学区域制度は必要である 2 通学区域制度を廃止すべきである(全道1学区にする) 3 その他



主な意見の内容

ア 通学区域制度は必要であるとした意見

- ・教育の機会均等を図るという観点から必要である。(日高)
- ・地域の人材確保の観点や地場産業の育成の観点からも通学区域の制度は必要である。(渡島)
- ・過度の受験競争と特定地域や学校への希望者の集中を防ぐという働きを果たしてきたから。(網走)
- ・本道の広域性を考えるとき、生徒の学校選択にはある程度の制約が必要である。(上川)
- ・無くなると都市部の方に希望が偏り、受験競争が激化するから。(根室)

イ 通学区域制度を廃止すべきであるとした意見

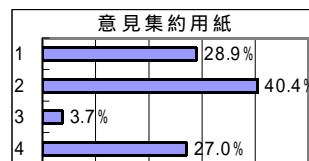
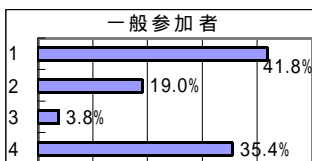
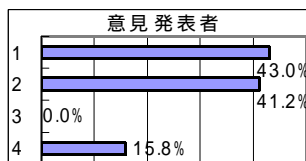
- ・地域の不平等を解消するため全道一区でよい。(渡島)
- ・大都市と小規模市町村とも必要ないと思う。高等学校の特色ある教育活動を生徒や保護者の責任で選べるようにする。(胆振)
- ・子供が行きたい学校に行けることが望ましいから。(上川)

ウ その他の意見

- ・通学区域よりも、子供がその学校に行って満足できたか、また、子供が満足できるように、地域と一体となってやっていくことが必要である。(根室)
- ・望ましい高校のあり方というものが、どういう事なのかわからない。(宗谷)

通学区域について

- 1 現在のままでよい 2 通学区域を拡大する 3 通学区域を縮小する 4 その他



主な意見の内容

ア 通学区域は現在のままとした意見

- ・学区を拡大すると親元から離れて高校へ通わなければならない状況が生まれる。また、管内の小規模の高校では、一人一人に行き届いた教育が行われており、人間性を育てることが重要であることから現状維持が望ましい。(檜山)
- ・通学区域について、拡大する方向で見直しを行う場合、生徒の進路動向においては、郡部の学校の小規模化が一層進み、存続が難しくなるなど、地域の活力に影響を与えることも懸念される。(根室)

- ・学校間格差がある中で通学区域を拡大していくことは、都市部への集中を生み、遠距離通学による生徒の肉体的・精神的負担はもとより、保護者の経済的負担が増大することになる。(日高)
- ・地元の高校が無くなると、高校に行きたくても行けなくなる生徒が出るから。(檜山)
- ・学校の統廃合に拍車がかかるので学区拡大に反対である。(空知)

イ 通学区域を拡大するとした意見

- ・子供自身が学校を自由に選択できる方が教育的なので、段階的に条件整備をしながら拡大していく方がよい。(釧路)
- ・自分で選択した学校に進学することにより意欲を持ち続けることができる。宗谷地区は小規模校なので、色々な地域の人との交流を通して成長が望めるであろう。(宗谷)
- ・中学校の生徒の減少については平成17年度までに2千人から3千人の減少が見込まれている中で、現状のままの通学区域でいくことには無理があることから、見直しは必要である。(日高)
- ・学区外就学による他の地域での友達づくりも心の教育上良いことであり、子供が望んで親元を離れることは立派な自立になる。(上川)
- ・都市部に優秀な生徒を集めて指導することも必要である。(日高)

ウ 通学区域を縮小するとした意見

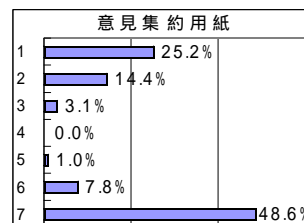
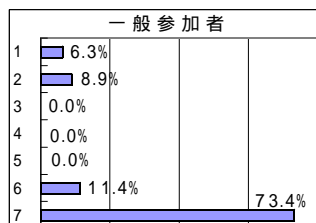
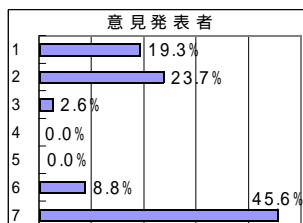
- ・高校は社会的義務教育になっており、小中学校と同様に学区があって当然である。小学区制を希望する。(上川)

エ その他の意見

- ・特別学区間の就学が認められていないのは見直すべきであり、特別学区は廃止すべきである。(後志)
- ・見直しは必要と考えるが、地域の実態を勘案して緩やかな改革をしてほしい。(檜山)
- ・都市部と郡部では大きな違いがあり、配慮が必要である。(根室)
- ・市町村合併の動向次第で学区制の在り方を考えるべきである。(胆振)
- ・郡部にいても高校に通えるという環境を守ってほしい。(渡島)
- ・都市の理論を郡部に持ってきて通用しない。地域地域で検討してほしい。(留萌)
- ・市町村合併の流れを見て見直しを行う。(釧路)
- ・インターネット、光通信システムを活用した学校間連携を充実してほしい。(留萌)
- ・30人学級を実現してほしい。(根室)

通学区域を拡大する場合の学区外就学枠について

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 学区も学区外就学枠も広げる | 2 学区は現状のままで枠を広げる |
| 3 学区を広げる場合は学区外就学枠は現状のまま | 4 学区を広げ学区外就学枠を狭める |
| 5 学区を広げ学区外就学枠を認めない | 6 学区も学区外就学枠も現状のまま |
| 7 その他 | |



- 学区外就学枠に関する意見 -

- ・通学区域を定めるなら、学区外就学枠は必要である。(石狩)
- ・学区外就学枠は現在のままとする。(空知)
- ・隣接学区への就学に配慮する。(後志)
- ・学区外就学枠を2% 5%、5% 10%にする。(宗谷)
- ・学区外就学枠は5%を10%にするなど徐々に拡大する。(釧路)
- ・学区外就学枠を緩める。例えば20%にする。(十勝)
- ・都市部から郡部の高校へ行くときの学区外就学枠を拡大する。(釧路)
- ・学区外就学枠は都市部と郡部で差を付けるべきである。(空知)
- ・学区を拡大することで学区外就学枠を解消する。(石狩)
- ・石狩圏の調整20%枠は早急になくすべきである。(留萌)
- ・学区外就学枠を縮小化する。(後志)
- ・学区外就学枠は廃止すべきである。(後志)

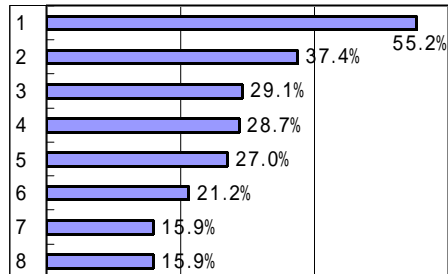
志望する高校と通学区域に関する調査結果（抜粋）

調査概要	調査時期：平成14年5月下旬～6月上旬
	調査対象：中学校3年生、道立高校1年生及びそれぞれの保護者1920名
	調査方法：調査対象校(通学区域ごとに無作為抽出)を経由して配布し、郵送による
	回答者：1349名(回答率70.3%)

- 主な設問の調査結果 -

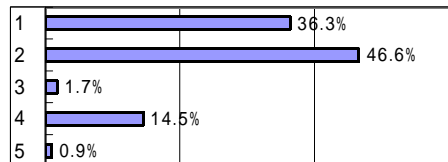
問1 あなたが、高校で学びたいと思っていることや取り組んでみたいと思っていることはどんなことですか。（複数回答可）

- 1 情報について
- 2 外国語会話
- 3 福祉について
- 4 スポーツについて
- 5 ボランティア活動
- 6 自然体験活動
- 7 外国の文化や生活について
- 8 環境問題について（15%以上の項目）



問2 あなたは、現在の自分の学区をどのようにしたらよいと思いますか。

- 1 現在のままでよい
- 2 現在よりも大きくする
- 3 現在より小さくする
- 4 よくわからない
- 5 その他



「現在のままでよい」の主な理由

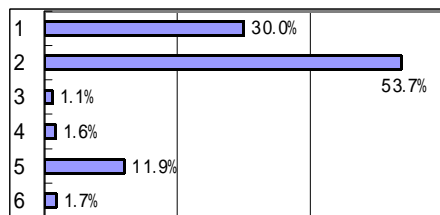
- a 現在の学区内で、希望する高校を...21.3%
選択できるから
- b 現在の学区内にある高校の特徴や... 7.9%
場所についてよく知っているから
- c 学区を変更すると受験生が混乱す... 5.0%
るから
- d その他 ... 2.1%

「現在よりも大きくする」の主な理由

- a 居住地に関係なく希望する高校を...30.6%
受験できるようにすべきだから
- b 現在は、学区によって選択できる...11.5%
高校数に差があり不公平だから
- c 時代に合うよう、規制はできるだ... 3.5%
け緩和すべきだから
- d その他 ... 0.8%

問3 あなたは、学区外就学枠をどのようにしたらよいと思いますか。

- 1 現在のままでよい
- 2 学区外就学枠を広げる
- 3 学区外就学枠を狭める
- 4 学区外就学枠をなくして、他の学区
の高校には入学できないようにする
- 5 よくわからない
- 6 その他



問4 あなたは、公立の志望校を決定する際に、候補となる高校は何校ぐらいあればよいと思いますか。

- 1 1校 ... 8.2%
- 2 2校 ... 39.4%
- 3 3～4校 ... 46.8%
- 4 5～6校 ... 4.3%
- 5 7校以上 ... 1.3%

問5 あなたは、自分の学区内にある公立高校（普通科、専門学科、総合学科を含む）の数について、どのように思いますか。

- 1 ちょうどよいと思う ... 54.9%
- 2 多いと思う ... 2.8%
- 3 少ないと思う ... 42.3%

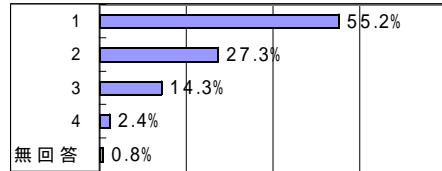
道民意向調査結果（抜粋）

調査概要	調査時期：平成14年11月14日～12月6日
	調査対象：道内に居住する満20歳以上の道民2600名（無作為抽出）
	調査方法：郵送による
	回答者：879名（回答率33.8%）

- 主な設問の調査結果 -

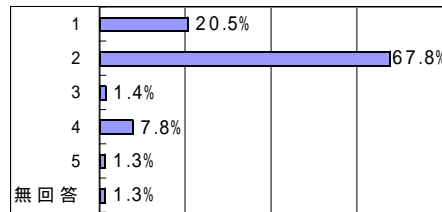
問1 検討会議では、今後とも通学区域制度は必要であると考えていますが、どのようなお考えをお持ちですか。

- 1 通学区域制度は必要である
- 2 通学区域制度を廃止する方がよい
（全道1学区にする方がよい）
- 3 よくわからない
- 4 その他



問2 検討会議では、通学区域を拡大する必要があると考えていますが、どのようなお考えをお持ちですか。

- 1 現在のままでよい
- 2 通学区域を拡大する方がよい
- 3 通学区域を縮小する方がよい
- 4 よくわからない
- 5 その他



学校選択幅の拡大に伴い期待される効果

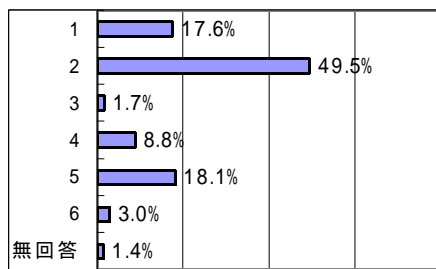
- a 自分に合った学校を自由に選択で... 47.9%
きるようになる
- b 意欲的に学習する生徒が増え学校... 24.7%
が活性化するようになる
- c 様々な生徒が交流し合い個性を伸... 8.4%
ばすことができるようになる
- d 学校が互いに切磋琢磨し努力する... 13.7%
ようになる
- e その他 ... 1.9%
- f 無回答 ... 3.4%

学校選択幅の拡大に伴い心配される事項

- a 通学時間や通学費が増えるのではな... 24.2%
いか
- b 部活動や学校行事などの面で支障が... 6.3%
あるのではないか
- c 郡部の学校の小規模化が進み存続が... 38.3%
難しくなる学校もあるのではないか
- d 特定の学校に受験生が集中するの... 24.3%
ではないか
- e その他 ... 4.1%
- f 無回答 ... 2.8%

問3 通学区域を拡大する場合、学区外就学枠についてはどのようなお考えをお持ちですか。

- 1 通学区域を広げる場合は、2%、5%
のままでよい
- 2 通学区域を広げる場合も、2%、5%
よりも広げる方がよい
- 3 通学区域を広げる場合は、2%、5%
よりも狭める方がよい
- 4 通学区域を広げる場合は、学区外就学
を認める必要はない
- 5 よくわからない
- 6 その他



問4 全日制課程専門学科及び総合学科、定時制課程・通信制課程の各学科の通学区域についてどのようなお考えをお持ちですか。

- 1 現在のまま道内全域でよい... 74.6%
- 2 通学区域を定めた方がよい... 5.0%
- 3 よくわからない ... 18.3%
- 4 その他 ... 0.7%
- 5 無回答 ... 1.4%

問5 高等学校の通学区域についてご意見がありましたらご記入ください。（主な意見）

- ・「通学区域を広げてほしい／通学区域は必要ない／全道一学区にすべきだ」など通学区域の拡大に関する意見
- ・通学区域拡大に伴う際の懸案事項として「札幌に一極集中しそうだ／都市と地方の格差が拡大しそうだ」という意見

教育関係団体調査における意見の概要

調 査 概 要	実施時期：平成14年10月25日～12月16日 調査対象：教育関係団体16団体 都市教委連、町村教委連、校長会(小・中・高・特殊)、私立中学高等学校協会、 P T A関係団体(P T A連合会、高等学校P T A連合会、特殊教育関係P T A連絡協 議会、札幌市P T A協議会)、教職員団体(北教組、高教組、道教組)、 北海道進路指導研究会、札幌市中学校進路指導協議会 調査方法：郵送による 回答団体：15団体(北海道進路指導研究会からは回答がなかった)
------------------	---

- 主な意見の内容 -

- 「基本的な考え方」に対する賛否
 - 「基本的な考え方」に基本的に賛成の団体は、中学校長会、高等学校長協会、特殊学校長会、私立中学高等学校協会、札幌市P T A協議会の5団体。
 - 通学区域を拡大せず小学区制を求めたり、現行の学区と学区外就学枠の維持を求めるなど、「基本的な考え方」に基本的に反対の団体は、北海道教職員組合、北海道高等学校教職員組合連合会、全北海道教職員組合の3団体。
 - その他の団体からは、「基本的な考え方」に対する意見・要望をいただいた。
- 「基本的な考え方」に対する意見・要望
北海道都市教育委員会連絡協議会、北海道町村教育委員会連合会の各市町村教育委員会
 通学区域や学区外就学枠を広げ学校選択幅を拡大することに対して賛否両方の意見をいただいた。

各校長会、私立中学高等学校協会からの主な意見

- 都市部では選択幅の拡大は必要となるが、郡部では高校の存続にかかわる問題であることから、都市部と郡部を同一視して考えることには無理があるように思われる。(小学校長会)
- 通学区域の拡大については基本的に賛成だが、学区外就学枠については全道一律にすることは無理がある。(中学校長会)
- 地域性や学校の存続等とも関係する問題であり、地域、父母の要望を取り上げ、十分な協議を重ねて頂きたい。(高等学校長協会)
- 通学の負担があるうとも生徒が納得し、進学したいと考える学校に通学する方向で学校配置や就学枠を検討する必要がある。(特殊学校長会)
- 通学区域を拡大する方向にあっては、学区外就学枠は極力抑制すべきもの。(私立中学高等学校協会)

各P T A団体

- 北海道における高等学校教育の今後についてのビジョンを示した上で、地域の実態・要望に添うよう改善していただきたい。(北海道P T A連合会)
- 学区外就学枠の拡大を望む声は大部分である。(北海道高等学校P T A連合会)
- 望む高校があれば遠方であれ希望をかなえてあげることが望ましい。(札幌市P T A協議会)

教職員団体

- 通学区域の拡大を前提としないで議論すること。(北海道教職員組合)
- 現行学区と現行学区外就学枠を維持していくこと。(全北海道教職員組合)
- 時間をかけて、父母・道民・子供の意見を反映させながら慎重に検討すること。石狩圏においては、2000年に通学区域縮小が行われ、実施してから3年しか経過していない現段階では、今しばらく推移を見守った上、検討することが必要である。(北海道高等学校教職員組合連合会)
- 通学区域の拡大に伴い、受験競争の激化、学校間格差の増大、通学に関わる負担の増加、地方の高校の統廃合や小規模化などが懸念される。(各教職員団体)

札幌市中学校進路指導協議会

- 札幌市内を一学区とする。

「北海道都市教育委員会連絡協議会」、「北海道町村教育委員会連合会」の2団体は、特に団体の意見をまとめず各支部等の意見を列記した形で回答をいただいた。

また、「北海道特殊教育関係P T A連絡協議会」からは、特に意見はない旨の回答をいただいた。

教育モニター調査結果（抜粋）

調査概要	調査時期：平成14年11月1日～12月2日 調査対象：北海道教育モニター100名 調査方法：郵送による 回答者：59名（回答率59%）
------	--

- 主な設問の調査結果 -

- 問1 検討会議では、今後とも通学区域制度は必要であると考えていますが、どのようなお考えをお持ちですか。
- | | | |
|-------------------------------------|-------|-------|
| 1 通学区域制度は必要である | | 71.2% |
| 2 通学区域制度を廃止する方がよい
（全道1学区にする方がよい） | | 16.9% |
| 3 よくわからない | | 6.8% |
| 4 その他 | | 5.1% |
- 問2 検討会議では、通学区域を拡大する必要があると考えていますが、どのようなお考えをお持ちですか。
- | | | |
|-----------------|-------|-------|
| 1 現在のままでよい | | 23.7% |
| 2 通学区域を拡大する方がよい | | 67.8% |
| 3 通学区域を縮小する方がよい | | 0% |
| 4 よくわからない | | 5.1% |
| 5 その他 | | 3.4% |
- 問3 通学区域を拡大する場合、学区外就学枠についてはどのようなお考えをお持ちですか。
- | | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| 1 通学区域を広げる場合は、2%、5%のままでよい | | 18.6% |
| 2 通学区域を広げる場合も、2%、5%よりも広げる方がよい | | 44.1% |
| 3 通学区域を広げる場合は、2%、5%よりも狭める方がよい | | 0% |
| 4 通学区域を広げる場合は、学区外就学を認める必要はない | | 6.8% |
| 5 よくわからない | | 11.9% |
| 6 その他 | | 18.6% |

いただいた意見を道立高等学校通学区域改善検討会議事務局で分類した。

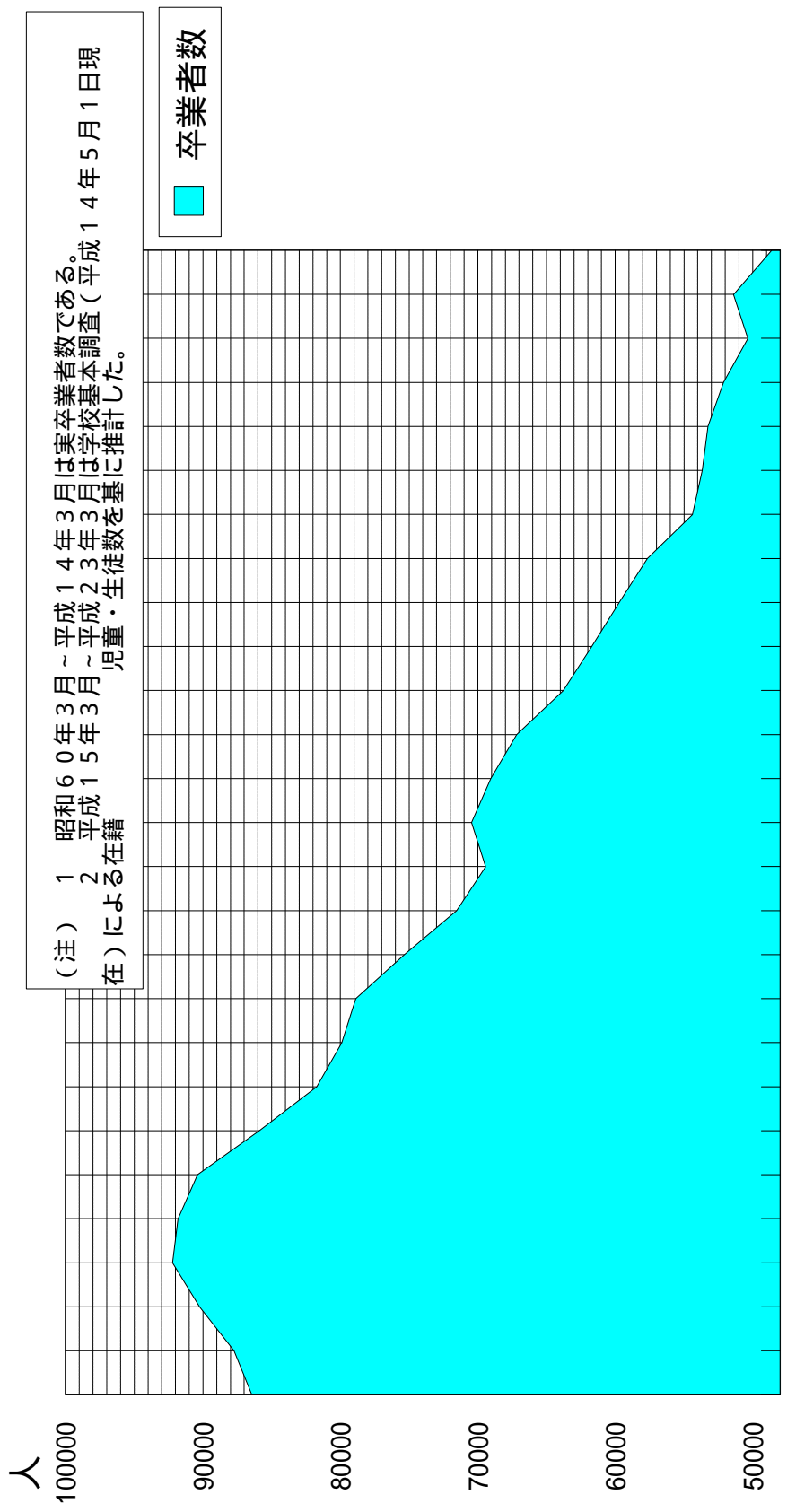
- 問4 高等学校の通学区域についてご意見がありましたらご記入ください。
- ・希望する学校で意欲を持って学習し、世界に羽ばたける個性豊かな人材の育成という理念を展望できる通学区域制度を設けることに賛意を表します。
 - ・都市と地方では、学校の差がある。この差がある以上は通学区域をなくすべき。
 - ・教育を受ける機会を保障してやらなければならない。それが公教育が果たす役目であり教育の機会均等の趣旨であります。
 - ・普通科を教育圏8～10学区に再編することが必要です。
 - ・生徒の多様な選択に応える学校群を通学区域内に配置することが肝要である。
 - ・通学費の親の負担を少なくする何らかの措置をしてもらいたい。
 - ・同じ町内に高校があるのに、僻地校ということで5%枠に関係なく受験できる制度を不思議に思う。

検討会議事務局に寄せられた意見の概要

道立高等学校通学区域改善検討会議事務局に、直接郵送や E-mail により寄せられた意見は次のとおりである。

- ・2%とか5%の出願変更ができるとかできないとかを新聞報道等で公にして欲しい。
- ・現実的通学圏の中で進学校を選択できるよう学区制の撤廃、あるいは学区変更を強く希望します。
- ・住んでいる地域によって差別されないようにしてほしい。今住んでいる滝川から岩見沢を受験できるようにしてほしい。
- ・栗山町の子どもたちも岩見沢市内の高校を学区内として受験できるようにしてほしい。
- ・学区外地域に住んでいる。行きたい学校があっても学年の順位次第では受けるチャンスさえ与えてもらえない。納得がいかない！
- ・小学区制にすべきである。
- ・学区の見直しを強く希望します。子供のやる気を失わせないためにも、地域や高校の都合で線引きをしないでください。
- ・私が志望校に入学するためには、2%の狭き学区の門をくぐらなければならないのです。これでは、友達と一緒に頑張ろうなんて言えません。1日も早く学区の改善がされるよう強く願っています。
- ・学区拡大、進学校での内申の扱いを弾力化し公平な学力競争ができるようにする、学力下位校の人物重視面接での入学など検討されてはいかがでしょうか。

北海道における中学校卒業(見込)者の推移 (昭和60年～平成23年)



年	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
卒業者数	86,437	87,735	90,257	92,222	91,810	90,400	85,909	81,733	79,911	78,884	75,948	71,550	69,441	70,462	69,047	67,180	63,800	61,714	59,724	57,673	54,382	53,675	53,249	52,127	50,345	51,399	48,624
増減	-871	1,288	2,522	1,965	-412	-1,410	-4,491	-4,176	-3,798	-3,536	-2,108	-2,109	1,021	-1,415	-1,867	-3,380	-2,086	-1,990	-2,051	-3,291	-707	-426	-1,122	-1,782	1,054	-2,775	
S60年に対する増減率	93.7%	95.1%	97.9%	100.0%	99.6%	98.0%	93.2%	88.6%	86.7%	85.5%	81.7%	77.6%	75.3%	76.4%	74.9%	72.8%	69.2%	66.9%	64.8%	62.3%	59.0%	58.2%	57.7%	56.9%	54.6%	55.7%	52.7%